**○我孫子市会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則**

令和元年９月30日

規則第21号

改正　令和２年５月28日規則第63号

令和２年11月26日規則第87号

令和３年12月27日規則第75号

令和４年３月29日規則第27号

令和４年９月12日規則第56号

令和５年３月30日規則第31号

（趣旨）

第１条　この規則は、我孫子市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成17年条例第３号。以下「勤務時間条例」という。）第20条の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の２第１項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の勤務時間、休日、休暇等に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　フルタイム会計年度任用職員　法第22条の２第１項第２号に掲げる職員をいう。

(2)　パートタイム会計年度任用職員　法第22条の２第１項第１号に掲げる職員をいう。

（１週間の勤務時間）

第３条　フルタイム会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、４週間を超えない期間につき１週間当たり38時間45分とする。

２　パートタイム会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、４週間を超えない期間につき１週間当たり38時間45分未満の範囲内で、任命権者が定める。

（週休日及び勤務時間の割振り）

第４条　日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、パートタイム会計年度任用職員については、これらの日に加えて月曜日から金曜日までの５日間において週休日を設けることができる。

２　任命権者は、月曜日から金曜日までの５日間において、１日につき７時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、パートタイム会計年度任用職員については、１週間ごとの期間について、１日につき７時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第５条　任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある会計年度任用職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

２　任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、４週間ごとの期間につき８日の週休日（パートタイム会計年度任用職員にあっては８日以上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、４週間ごとの期間につき８日（パートタイム会計年度任用職員にあっては８日以上）の週休日を設けることが困難である会計年度任用職員について、市長と協議して、４週間を超えない期間につき１週間当たり１日以上の割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。

（週休日の振替等）

第６条　週休日の振替等は、勤務時間条例第４条の規定の例による。

（休憩時間）

第７条　会計年度任用職員の休憩時間については、勤務時間条例第５条の規定の例による。

（時間外勤務等）

第８条　任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、会計年度任用職員に対し、正規の勤務時間を超えて勤務することを命じ、又は週休日若しくは第10条の休日に勤務することを命ずることができる。

（育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第９条　育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限については、勤務時間条例第９条の規定の例による。

（休日）

第10条　会計年度任用職員の休日については、勤務時間条例第10条の規定の例による。

（休日の代休日）

第11条　会計年度任用職員の代休日の指定等については、勤務時間条例第11条の規定の例による。

（休暇の種類）

第12条　会計年度任用職員の休暇は、年次有給休暇及び特別休暇とする。

（年次有給休暇）

第13条　任命権者は、市長の定める要件を満たす会計年度任用職員に対して、市長の定める日数の年次有給休暇を与えなければならない。

２　前項の年次有給休暇については、その時期につき、任命権者の承認を受けなければならない。この場合において、任命権者は、公務の運営に支障がある場合を除き、これを承認しなければならない。

（特別休暇）

第14条　会計年度任用職員に別表第１の事由の欄に掲げる事由がある場合には、同表の期間の欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。

２　会計年度任用職員に別表第２の事由の欄に掲げる事由がある場合（同表第２項から第４項まで及び第８項に掲げる場合にあっては、市長の定める会計年度任用職員に限る。）には、同表の期間の欄に掲げる期間の無給の休暇を与えるものとする。

（特別休暇の承認）

第15条　特別休暇については、勤務時間条例第15条の例により、任命権者の承認を受けなければならない。

（特に必要と認める会計年度任用職員の勤務時間、休暇等）

第16条　市長が特に必要と認める会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、第２条から前条までの規定に関わらず、その職務の性質等を考慮して、任命権者が定めることができる。

（委任）

第17条　この規則に規定するもののほか、会計年度任用職員の休暇に関する手続その他の休暇に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附　則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和２年５月28日規則第63号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和２年11月26日規則第87号）

この規則は、令和２年12月１日から施行する。

附　則（令和３年12月27日規則第75号）

この規則は、令和４年１月１日から施行する。

附　則（令和４年３月29日規則第27号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和４年９月12日規則第56号）

この規則は、令和４年10月１日から施行する。

附　則（令和５年３月30日規則第31号）

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

別表第１（第14条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 事由 | 期間 |
| 1　会計年度任用職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。 | 必要と認められる期間 |
| 2　会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。 | 必要と認められる期間 |
| 3　地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合で、会計年度任用職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。  (1)　会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。  (2)　会計年度任用職員及び当該会計年度任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該会計年度任用職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。 | 7日の範囲内の期間 |
| 4　会計年度任用職員が地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 | 必要と認められる期間 |
| 5　地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、会計年度任用職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 | 必要と認められる期間 |
| 6　会計年度任用職員の親族（市長の定める親族に限る。）が死亡した場合で、会計年度任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。 | 市長の定める期間 |
| 7　会計年度任用職員が当該会計年度任用職員の子（勤務時間条例第8条第1項において子に含まれるとされる者を含む。別表第2第2項第1号及び第3号を除き、以下同じ。）（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。別表第2第9項を除き、以下同じ。）の子を含む。以下同じ。）の義務教育が終了するまで（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合は、満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の期間において、当該子に関し、次のいずれかに該当する場合で、勤務しないことが相当であると認められるとき。  (1)　出産に係る入退院の付添いのため  (2)　出産の付添いのため  (3)　出生届のため  (4)　学校等の行事への参加のため  (5)　子ども会等の行事への参加のため  (6)　小学校就学の始期に達するまでの子の養育のため  (7)　子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった子の世話を行うこと又は疾病の予防を図るために必要なものとして子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。）のため | 1年度において8日の範囲内の期間 |
| 8　会計年度任用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。 | 市長が定める期間内における連続する5日の範囲内の期間 |
| 9　妊娠中又は出産後1年以内の女性の会計年度任用職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条第1項に規定する健康診査を受ける場合 | 市長の定める時間 |
| 10　妊娠中の女性の会計年度任用職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められるとき。 | 当該会計年度任用職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間 |
| 11　妊娠中の女性の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合 | 市長の定める時間 |
| 12　会計年度任用職員で夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 | 1の年の7月から9月まで（我孫子市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則（令和元年規則第29号）別表第2の放課後対策事業スタッフとして勤務する者にあっては、6月から9月まで）の期間内における4日の範囲内の期間 |
| 13　6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性の会計年度任用職員が申し出た場合 | 出産の日までの申し出た期間 |
| 14　女性の会計年度任用職員が出産した場合 | 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。） |
| 15　会計年度任用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 | 1年度において5日（当該通院等が体外受精その他の市長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間 |
| 16　会計年度任用職員の配偶者の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間において、出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 | 会計年度任用職員の配偶者の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間における2日の範囲内の期間 |
| 17　会計年度任用職員の配偶者が出産する場合でその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。 | 会計年度任用職員の配偶者が出産する場合で、その出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間における2日の範囲内の期間 |

備考

１　第７項及び第15項から第17項までの会計年度任用職員は、１週間当たりの勤務日数が３日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で１年間の勤務日が121日以上であるものであって、６月以上の任期が定められているもの又は６月以上継続勤務しているものとする。

２　第12項の会計年度任用職員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　１週間当たりの勤務時間が29時間を超える会計年度任用職員であって、１月の勤務日数が15日以上であり、かつ、２月を超える任期が定められているもの

(2)　１週間当たりの勤務時間が20時間以上である会計年度任用職員であって、１年以上の任期が定められているもの又は１年以上継続勤務しているもの

別表第２（第14条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 事由 | 期間 |
| 1　生後1年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 | 1日2回それぞれ30分以内の期間（男性の会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該会計年度任用職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条第1項の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間） |
| 2　次に掲げる者（第3号に掲げる者にあっては、会計年度任用職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この項から第4項までにおいて「要介護者」という。）の介護その他の市長の定める世話を行う会計年度任用職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合  (1)　配偶者、父母、子及び配偶者の父母  (2)　祖父母、孫及び兄弟姉妹  (3)　会計年度任用職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び会計年度任用職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で市長の定めるもの | 1年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間）の範囲内の期間 |
| 3　要介護者の介護をする会計年度任用職員が、当該介護をするため、任命権者が、市長の定めるところにより、会計年度任用職員の申出に基づき、当該要介護者ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合 | 指定期間内において必要と認められる期間 |
| 4　要介護者の介護をする会計年度任用職員が、当該介護をするため、当該要介護者ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 | 当該連続する3年の期間内において1日につき2時間（当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）を超えない範囲内で必要と認められる期間 |
| 5　女性の会計年度任用職員が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 | 必要と認められる期間 |
| 6　女性の会計年度任用職員が母子保健法第10条に規定する保健指導又は同法第13条第1項に規定する健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 | 必要と認められる期間 |
| 7　会計年度任用職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 | 必要と認められる期間 |
| 8　会計年度任用職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（前3項に掲げる場合を除く。） | 1年度において市長の定める期間 |
| 9　会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。 | 必要と認められる期間 |